

申込みに必要な書類と部数一覧表

※●は申込みのために提出が必要な書類、△は必要に応じて提出となる書類です。

	小口資金		中口資金		セーフティネット 資金		経営力強化資 金		経営力向上支 援資金		創業支援資金					
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1 融資申込書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 創業計画書											●	●	●			
3 定款の写し等															●	●
4 新たに設立する会社の定款の写し等													●			
5 宣誓書(飲食業の場合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
6 経歴書(法人の場合は代表者) (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場 合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7 直近2年度分の所得税確定申告書の写し(税務署受付判 のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要で す。)	●		●		●		●		●					●		
直近2年度分の所得税確定申告書添付の決算書の写し	●		●		●		●		●					●		
8 直近2期分の決算書の写し(科目別明細含む) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれの NPO法人の場合、表外注1)をご覧ください(小口資金及び創業支援 資金は対象外)。		●		●		●		●		●			●		●	●
9 直近2期分の確定申告書別表の写し(税務署受付判のある もの。電子申告の場合はメール詳細が必要で す。)		●		●		●		●		●			●		●	●
10 試算表(決算後6か月経過している場合。なお、創業支援資金対象 の方は、決算後6か月経過している場合又は決算前でも用意できる 場合)		△		△		△		△		△			△		△	△
11 住民票の写し (申込人のみ記載のもので、本籍が入っていないもの)	●		●		●		●		●		●	●		●		
12 履歴事項全部証明書[商業登記簿謄本]の写し (インターネット登記情報提供サービスにより出力した写しの提出又 は画面の提示でも可) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの		●		●		●		●		●			●		●	●
13 閉鎖謄本(複数存在する場合はすべて添付) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場 合)		△ (各1)		△ (各1)		△ (各1)		△ (各1)		△ (各1)			△ (各1)		△ (各1)	△ (各1)
14 直近納付期限以降の個人市県民税の納税証明書の 写し(小口資金の場合は直近2年度分、中間(予定)申告が必要な 場合は、納付書等の写しが必要です。)	●		●		●		●		●		●	●		●		
15 個人市県民税の所得証明書の写し(直近2年度分)	●															
16 直近納付期限以降の法人市県民税の納税証明書の写し 注2) ◎市民税の減免を受けているNPO法人は、法人市県民税均等割減決定通知書の写し又は 市税の滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書(小口資金及び創業支援資金は対象 外) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの ◎[イ]については、設立された会社のものは納期が到来している場合のみ		●		●		●		●		●			●		●	●
17 許認可業種の場合は、当該許認可書等の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
18 工事受注明細表(建設業で許認可のない場合) (本市又は借入先の金融機関の所定様式)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△
19 設備 資金 の 場 合	見積書の写し(見積発行元の社印、有効期限・宛名等に注 意してください。また、宛名は申込人と同名。)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	カタログ又は図面の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	店 舗 等 増 改 築	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	賃貸 賃貸借(使用貸借)契約書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	自己 所有 貸主の承諾書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
自己 所有 固定資産税納税通知書等写し (自己所有を確認できるもの)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
新築・増改築の場合、建築確認済証の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20 担保提供可能物件の全部事項証明書の写し (インターネット登記情報提供サービスにより出力した写しの提出又 は画面の提示でも可)			△	△	△	△	△	△	△	△						
21 中小企業制度融資申込に係る同意書及び誓約書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22 セーフティネット認定書					●	●										
23 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書							●	●								
24 事業計画書(申込人が策定したもの) (中口資金においては、借換を実施する場合)			△	△			●	●								
25 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した 書面(事業計画書に記載されている場合は不要)							△	△								
26 国の認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する 「経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書」の 写し(変更申請書及び変更認定書がある場合は追加で写しを添付 してください)									●	●						
27 委任状 (取扱金融機関等申込人以外の方が申し込まれる場合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注1) NPO法人は、特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書(地方自治体の受領印があるもの)」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」の写しが各1通必要となります。また、収益事業を営むNPO法人は、一覧表上の8及び9に係る書類も合わせてご提出ください。

注2) 法人で小口資金を申し込みの場合、必ず請求窓口で「法人税割額」の明記を申し出てください。

※融資の申込後、所定の手続き(金銭消費貸借契約の締結等)を特定金融機関で行う際、申込人及び連帯保証人の印鑑証明書及び実印が必要となります。

※一覧表上の1、2、5、6、18(市の様式)、21、23及び24については、さいたま市ホームページ上でダウンロード可能です。